

別記(三)

嘆願書

- (一) 守紙染精員加工賃銀、計十五銭、仕入十銭、について申考慮ありたし。
- (二) 下敷工場を愛更し、故賃に増加するの如き事なき杯願ひ度し。
- (三) 石二件上付多、若下敷方工場主と申協議願ひ度し。
- (四) 協議の結果を工場主を通知して従業員に申回答賜はり度し。
- (五) 協議内容を若本都迄書状云ふ。
- (六) 以上十月十四日午後五時迄市報執行止あり度し。

心 意

今更めて是を申し上ぐる迄もなく、其主旨なり心持なりは市報取被下り居る事と存じ、
 微細に渉るの煩を避けます。時期漸く来り、工場之忙繁に向ひつゝあるは欣快に堪へざる
 もの、すむ、職業の本體を知り、情勢を聴く時、又暗然とらざるを得存じのやありませう。
 岡屋の皆、亦も其の苦業情況の日に困難を感じ居られる時、ごうしたお願ひのより無理な
 事も存じ居るのや、すむか先に種々表情申上げて居る如き現在の五等之立場として止むを
 得ざる次第である事、市報察願ひ度し、のやありませう。
 力つてお願ひとなるの如き事、若しなき事は信じて居りますか、而して当方も最も取らるる
 心もありませんから、宜敷善処被下人、事もお願ひ申上りませう。

十一月八日

全國守中工組合秋季闘争委員会

敬

別記四

覚 書

東京染色加工業組合申出ニ係ル手拭加工賃金ニ付テハ左記ノ通り之ヲ承認ス

謝手拭賃金

十考銭

八銭

此ノ標準賃金ハ全口手巾中組合ノ年次解決ノ翌日より実施ノ事
 右賃金ハ双方確実ニ之レガ履行ヲ期シ第一ノ達成ナキヲ期スル事
 右覚書ニ通テ作成シ双方互ノ一過ヲ含有スルモノナリ

五

覚 書

- 一 東京染色加工業組合ハ今面東京織物同業組合協議会ト協定シタ
- 一 工場ハ裁減ヲ以テ実行スルコト
- 一 工場ハ種々裁減ヲ期シテ、兄弟ノ養育ヲ為サハルコト
- 一 工場主ハ他方出稼ノ雇入雇出ニ付テハ考慮スルコト
- 一 次期取揚ハ之ヲ得テ、工場外優先ヲ認ムルコト
- 一 従業員側ハ今後直接間接ニ交渉スルカ如キ行為ヲ為サス

東京染色加工業組合
 代表者 降久登四志 外三名